平成２５年（フ）第１０６号
山口県光市岩狩１丁目４番１号
債務者　川本　惠子
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第４６８３号
大阪市淀川区加島３丁目中５番19―1504号
債務者　西山　宗則
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７８１号
大阪府東大阪市長栄寺14―24―203号、前住所大阪府東大阪市玉串町西３丁目１番３―903号
債務者　伊東和子こと　**袞**　　英子
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９０２号
大阪府吹田市岸部北２丁目３番Ｂ３―107号
債務者　三浦　幸保
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６００号
大阪府大東市諸福６丁目８番33号　富尾ハイツ201号
債務者　福田　良重
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６１２号
大阪府高槻市富田町２丁目20番11号
債務者　谷口　千春（旧姓永野）
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６１４号
大阪市東住吉区湯里４丁目７番24―405号
債務者　田原　智晃
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７２７号
大阪府枚方市東船橋１丁目６番地の１
債務者　斎藤　隆夫
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７８５号
大阪府門真市江端町７番６―301号、前住所大阪府門真市幸福町18番３号　京橋ビル206号
債務者　眞岡昭太郎
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７８８号
大阪市東成区深江北１丁目１番26号　朋来ビル705号
債務者　佐伯　直人
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７９１号
大阪市住吉区我孫子２丁目２番２―304号
債務者　井藤　梅春
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８２２号
大阪市鶴見区鶴見５丁目７番16号
債務者　谷　　公雄
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８８８号
大阪府八尾市久宝園３丁目７番地203号、前住所東京都千代田区東神田２丁目９番８―901号
債務者　三浦　洋子（旧姓小福田）
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９０５号
大阪府豊中市清風荘１丁目12番25号
債務者　原　　慶次
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０７５号
大阪市西淀川区御幣島１丁目８番４―205号
債務者　伊東義章こと　尹　　義章
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５７号
大阪市大正区鶴町２丁目20番34―1405号
債務者　島田　　勲
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４５号
大阪市平野区喜連西４丁目６番26―105号、前住所大阪市平野区喜連１丁目２番12号　森方
債務者　舩越トヨ子
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部